第8回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事録

平成 25年9月 17日(火)19:00~21:13 西荻地域区民センター 3階 構成員出席者15名

事務局A: お待たせいたしました。ただいまから杉並区における地上部街路に関する話し合いの会を開会します。

本日は夜分お忙しい中、ご出席くださいましてありがとうございます。 事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路係の事務局A と申します。よろしくお願いいたします。

始めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか 電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきま すようお願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。 マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。 発言する際は挙手をして、司会者からの指名後、マイクを使って発言し てくださいますようお願いいたします。なお、ご発言の際にはご着席の ままでお話しください。

また、東京都では5月から10月までの間につきましては、節電及び地球温暖化防止の一環として軽装により執務を行っております。ご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の終了時刻は午後9時を予定しておりますのでご協力を お願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成 員の皆様には、既に配付させていただいた資料については当日お持ちい ただくこととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料 を使用する予定です。資料が不足している場合にはお近くの担当までお 知らせください。

それでは資料確認は以上です。報道関係のカメラ撮影につきましては ここで終了とさせていただきます。

次に構成員の変更などがございましたので、事務局からご報告させて

いただきます。

まず、新町自治会から構成員Lです。

また、先日、構成員Bから辞退の申し入れがありました。併せてご報告いたします。

続きまして、7月に行政の人事異動がありました関係で構成員が変更 となっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず国土交通省です。前任の辛嶋構成員の後任で国土交通省東京外かく環状国道事務所計画課長の大畑構成員です。

大畑: 辛嶋の後任で参りました大畑と申します。よろしくお願いいたします。

事務局A: 次に東京都ですが、前任小口の後任で東京都都市整備局外かく環状道

路担当課長の佐久間でございます。

佐久間: 小口の後任で参りました佐久間と申します。よろしくお願いいたしま

す。

事務局A: 続いて、会を始める前に訃報をご報告させていただきます。

本会の構成員である前構成員Lが先日他界されました。前構成員Lの ご冥福をお祈りし、黙祷を行いたいと思いますので、お願いいたします。 それでは、黙祷。

事務局A: ありがとうございました。

それではここからの議事進行は司会者にお願いしたいと思います。司 会者、お願いいたします。

司会: よろしくお願いいたします。それでは最初に本日の進め方、次第について事務局からご説明をお願いします。

事務局A: お手元の次第をご覧ください。まず次第2では、7月2日、22日に司会者及び構成員間で打ち合わせをした話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項について事務局から報告いたします。

次第3では、第6回、7回の議事録と議事要旨の確認を行い、次第4 では、前回からの持ち越し事項として、議事要旨の末尾に記載されてい る項目について東京都及び国土交通省から説明をさせていただきます。

次に次第5では、第4回から第6回までに構成員からいただいたご意 見カード及び第7回以降にいただいたご意見カードなどについて、東 京都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次に次第6では、先ほど申し上げました7月2日、7月22日の打ち合わせの中で話し合いの会で発言する機会がないとのご意見をいただいたことを踏まえ、各構成員の皆様に地上部街路に関する意見を述べていただきたいと考えております。一人一人ご発言いただき、時間は

5分を目安にお願いいたします。

次第7では、最初に構成員Mからご提出いただいた資料の説明をいただき、次に地域の必要性(現状・課題)のデータについて、修正箇所の補足説明を行い、整備効果についてご説明いたします。その後、構成員C、構成員O、構成員Aの3名の構成員からご提出いただいた資料のご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行います。

次に次第8では、構成員Aからご提出いただいた資料をご説明していただきます。以上になります。

司会: それでは、そういうことで次第を進めていきたいと思いますが、今日 は皆さんのご意見を5分ずついただくというのがメーンイベントだとい う感じです。そこで、ぜひそれをきちんとやりたいと思いますので、それまでの次第に関してはできるだけ8時までに終わらせるように進めて いきたいと思います。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。次第2の話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項の報告を事務局からお願いします。

事務局A: それでは資料8-5をご覧ください。記載のとおり、平成25年7月2日及び7月22日に司会者及び構成員間で打ち合わせを行い、話し合いの会の運営及び進行の方針を取りまとめましたので報告させていただきます。資料8-5です。

6点ございます。最初に議事録・議事要旨の発言者表記については、 今後、固定したアルファベットで表記します。事務局は事務局A、Bと 表記します。行政の構成員は実名表記といたします。

- 2. 次第については、資料番号、資料名は引き続き表記します。提出者名は本人の意向を確認したうえで表記します。宿題事項、持ち越し事項、報告事項がある場合は、会の最初に行います。今回の次第では議事録・議事要旨の確認についての後に、前回からの持ち越し事項等という別項目として挙げさせていただいております。次第の構成については、これまでと同様、構成員の皆様と相談しながら作成をしていきます。
- 3. 都ホームページに関する資料提出者表記等については、本人の意向を確認したうえで、資料名の後ろに括弧書きにて記載します。提出資料そのものの実名表記については、本人の判断で記載をお願いいたします。
- 4. 議事録の作成方法については、聞き取りにくい部分等の誤記や漏れに対するご指摘や修正については、引き続き対応いたします。議事録の作成のため、発言の際にはマイクを使っていただきます。議事録は3

週間程度を目安に構成員の皆様に送付いたします。

5. 議事要旨の作成方法については、引き続き端的に、かつわかりやすくまとめるよう努力します。次回への持ち越し事項を記載いたします。最後に、議事録・議事要旨・座席表の配布についてでございます。議事録・議事要旨については確定版を配布いたします。座席表については構成員の皆様には配布いたしますが、傍聴者の皆様には配布をいたしません。

また、7月2日と22日の打ち合わせでは、この今報告した6項目以外についてもさまざまなことについて意見交換等を行いました。そのことについては、後ほど東京都のほうから、前回からの持ち越し事項という次第4のところで説明をさせていただきたいと思っております。報告は以上です。

司会: それでは続いて次第3の。

構成員M: ちょっとすみません。

司会: はい、構成員Mさん。

構成員M: 事前の打ち合わせの会で一応話はこういうことにまとめたいけれども、 その内容については話し合いの会に諮って決めるというふうにおっしゃ っていたと思うんですよね。今、報告だけなんですけれども。

司会: じゃ、これで決めるということでよろしいですかね。

構成員M: 決めるというのは、今、だから司会者が決める。いいですね、決めま したとおっしゃるわけですね。

司会: そういうことをしないといけないということですね。

構成員M: ええ。

司会: じゃ、そういうことでよろしいですね。ええと、じゃ、それはよろしいわけですね。質問ですね。

構成員O: ちょっと確認したいんですけどね。2番、3番です。次第とホームページについては提出者の名前は出さない、ほとんど出さないような話になっていて、いろいろ議論されて、また要求があれば出すというような話も出て、これは要するに提出者が希望すれば必ず、2番も3番も名前が出ることになったんですね。それが一旦は出さないんだということで、それはおかしいんじゃないかということで、結局どうなったのかがわからない。本人に確認したうえで、本人が出してくださいといえばオーケーですね。それを確認したいのですが。

司会: はい。そういうふうに書いてあるようです。事務局のほう、よろしい ですね。

事務局A: 今ご質問いただいた件については、希望された方については、提出者

名を表記いたします。

構成員O: それから最後の座席表なんですけれども、私は傍聴者のご意見カードを毎回拝見していて、第1回から傍聴者のほうから座席表がぜひ欲しいという声が毎回出ているんですね。私もPI協議会や、PI会議に傍聴に行った時、発言者が、国の方なのか、都の方なのか、あるいは住民側だとすると、どこのエリアの方なのか、非常に知りたいことがよくあるんですね。そういう意味では、我々構成員は結構顔なじみになってきたんですけれども、傍聴者にとっては全く、どこのどういう人だろうというのがわからないので、何とかこれをぜひ配るようにしてくださいと強くお願いしたんですが、どうしても出せませんということで、出せないんだったらこの会場で出せない理由を伝えてくださいとお願いしたはずなんですけど、それをお願いします。

司会: 事務局から。

構成員A:

事務局A: はい。事務局から回答いたします。座席表については7月2日と22日の打ち合わせでも傍聴者には配布しないことに決定したと思っております。傍聴者の方々には申し訳ないですけれども、壁面に張り出しておりますので、発言者等についてはそちらで確認をしていただきたいと思っております。

司会: 構成員Aさん、簡単にお願いします。

7月2日で運営及び進行に関する打ち合わせ記録、そういった形で最も今回の話し合いの会の中で重要な運営及び進行に関するものが提出されたんです。それは司会者の意見が資料として出されたわけです。それに関して公式に配布資料と、打ち合わせ内容という形でこういった形で記録は出ているんです。こういったことに関して、最終的に今日の会議で諮るというふうに私は聞いていたんです。ところが、今まで聞いていた限り、このことに、この大事な資料について一言も触れずに行かれる、それは私としては納得いかない。ですから、この中身というのが司会者というのは、都のすれ違いの回答を納得する。また、必要性の有無からの議論には期待せず、それについては触れない。そういった形で書いてあるわけなんです。

いずれにしても東京都の考えなんかもここに書いてあるんですけれど、 反対が多数の中で賛成が言いにくいという状況は避けなければならない と考えている。私なんかはやっぱりこういったところで発言するのは非 常に勇気が要るわけです。普段なかなか発言できないもんで。いずれに しろ、こういった形で司会者の方が自分の意思を表明した資料を、これ だけしっかり出されたんですから、また、これが公式な公的なものとし て記録されている以上は、やはりこの会で皆さんに周知すべきだと思います。全くこれに触れないで、今までの司会者の、これを読みますと、今までの司会者の司会というのがいかに立派で、皆さんが納得しなければならないものである、そういうふうにこれ読めるんです。ですから、これはやはり傍聴者の方並びに構成員の方、皆さんの意見をやはり聞くべきだと思います。以上です。

構成員O: 関連。

司会: 簡潔にお願いします。

構成員O: 今の構成員Aさんの意見に関連して、実は7月の暑い中、2日間、この本会議とは別に、1日2時間、あるいは2時間半なり、そういう会議を持ったんですね。ですけど、今発表のあった6項目というのは、これは本当に基本的なごく基本的なことで、ざっと言えば10分で決まっちゃうようなことです。残りは、どうしたらこの杉並の会がもう少しまともな会になるのかということで相当時間を割いて話し合ったわけですね。そのたたき台として司会者が、ちょうど今日のペーパーの裏面の②に出ています。打ち合わせ内容。司会者から再確認してほしいということで

ペーパーが出たんです。ですから、会はもっとこうあってほしいと。

実は我々も全くそのとおりと理解していて、そのことについて構成員 から繰り返しの質問が多いとか、だらだら非常に長過ぎるとか、いろん なことを言われたんですけれども、どうしてそうなるのかと突っ込んで いくと、元はやっぱり東京都さんの回答姿勢が非常におかしいというこ とで、相当なやりとりがあったわけですね。そういうことを含めて報告 してくださいとお願いしたんですけど、さっきの話ですと、後ほど、別 の場でお話ししましょうということなんですね。多分、今日8-4とい う資料が出てているんですね。これ、8-4には合計3ページ出ていま す。このくらい6項目以外のその他のことがこんなに大事なことが上が っているんですね。ですから、こういうことは次第5の質問と回答でこ ちょこちょっと終わらせちゃいましょうということのようなんですけど、 実はこの8-4に書いてあるようなことが相当熱を込めて議論したんで す。だから、本当ならば、この場で報告で一貫してやるべきだと私は思 うんですけれども、都の方針でこれは次第5の質問と回答のほうでやっ ていただくんですね。ですから、これは私はそんなレベルじゃなくて、 この本会議で、先ほどの話で、この本会議で採用するかどうか決めるん だということではありますから、本来なら、この場でもって6項目以外 のこと、それのほうが、比重が多かったのですから、それをぜひ発表す べきだと思います。

司会: それでは、この6項目についてはよろしいですね。これについてはよ いということにさせていただきます。

それでは次第3の議事録・議事要旨の確認について事務局から説明してください。

構成員M: ちょっとすみません。

司会: 何でしょうか。

構成員M: 今、構成員Aさんと構成員Oさんから出た提案ですね。これはただ聞いて、それは聞くだけで、司会者としては打ち切って報告事項を決定するということですか。それとも、

司会: いや、構成員Mさんが方針を決めろということでしたので。

構成員M: じゃ、僕がそう言ったのに対して、構成員Aさんと構成員Oさんから これとこれは抜けているんじゃないかという提案があったわけでしょう。

司会: いや、抜けているのではなくて、方針ではないですよね。方針はこれでいいんですよね。

構成員M: 方針って、司会者の方針があったわけですよ。それを 40 分かけて論 議して、それで、それはゆくゆくだと言ったら、それは司会者の個人的 見解だということで東京都が言い捨てて、そういう話、やっぱり僕は紹 介してやる必要があると思うんですね。決定事項はこの6つかもしれな いけど、それ以上にもっと大事なことがあって、司会者が重点にされた ことは、僕の印象では多数意見で否決された、そういうふうに理解して いるんだけど、今、司会者は1から6まで認めて、これは次第の報告を 済ませますというのは、ちょっと違うと思うんだよね。

司会: 次第の2でやりたかったことは、要は、この6項目を決めましたねということで、それは構成員Mさんが再確認したいということでしたので、この6項目はいいですね。じゃ、更にほかにも意見があったということがあったと。それで、それは8-4のところでやりましょうということではだめだということでしょうか。

もう一回言います。資料8-5の運営及び進行に関する方針は、こういうことで皆さんで決めましたということを、再確認しましたということでよろしいですね。

構成員A: 運営及び進行に関する打ち合わせ記録という、そういった形で東京都のほうでこういった公の資料で出しているわけなんです。特に打ち合わせ内容②のところで、資料1を用いた司会者からの説明及び意見交換、これだけ大事な形で重要なポジションとして与えているわけなんです、この資料が。それを皆さんに何ら説明することなく、その他で可決する。これは非常に問題があると思う。というのは、なぜならば、この中身が

一番今回の打ち合わせ記録ですか、話し合いの会を混乱に導いた原因がすべて書いてあるんです、ここに。ですから、このことをやはり皆さんに公開して、きちっと理解してもらう、これが一番大事だと思うんです。これから話し合い、運営を円滑に進めるために。ですから、これは避けて通ることはできないもんです。以上です。

司会: 構成員Mさん、これで最後にしてください。

構成員M: 4項目目の前回からの持ち越し事項等というのは、一番最初に事務局から報告があったように、前回の議事録・議事要旨で持ち越しになったものに対して質疑応答するということだったと思うんですね。そうすると、一応非公式であった事前の会の持ち越し事項は、4番で論議するというのは、これは事務局として間違いじゃないかと思いますけれども、事務局Aさんはちゃんと一番最初に、前回の持ち越し事項というのは6回、7回の議事ないしは議事要旨で次回に持ち越すと言ったやつを説明するとおっしゃって、何も非公式の事前の会についての質疑をここでやるとはおっしゃっていないんですよ。司会者はそういうふうに切り替えたのか。

司会: 事務局からお願いします。

事務局A: すみません。先ほど4番でやると申し上げましたけど、間違えました ので訂正させていただきます。 5番の質問に対する回答のときに質疑応答をさせていただきたいと思っています。

構成員M: すみません。はっきり決めましょうよ。

司会: どうぞ。

構成員M: あくまでも非公式の事前の打ち合わせの会のことについて質問をするのを、この5番にしろ、4番にしろ、どこにしろ、前回の議事の中の質問と混ぜるのはまずいと思いますよ。だから、僕は式次第の相談があったときに、話し合いの会の運営報告のときに、司会者の話も、それから、その他もっと重要なことがありますという意見も併せてやってくれというふうに事務局にはお願いしているはずなんですが、ちょっとそこで論理的に矛盾があるんじゃないですか。

司会: 課長、どうぞ。

佐久間: 今、一連の流れの中で説明したほうがわかりやすいんじゃないかと。 あと、打ち合わせの会、前回の7回目のときかな、いろいろあって、そ の後、非公式にメンバーが集まっていただいて、打ち合わせの会を2回 やらせていただいたと。その場における運営に関する方針ということで は、確かにこのような6項目にまとまっていますが、一回、全体にご報 告させていただいたうえでということも確かに話したと思います。確か におっしゃるように、その他大事な意見もあったじゃないかということもあろうかと思いますので、次第では5番目のところでやろうかと思っていましたが、今、その報告についても今やるべきではないかという声が高いので、場合によっては順番をちょっと変えさせていただいて、そちらのほうをちょっと説明させていただいて進めるというのでよろしいでしょうか。

構成員M: それは事務局の発言ですか。構成員の発言じゃおかしいよね。

佐久間: 事務局の発言として。すみません。気を付けます。構成員ではなくて 事務局の立場としてこういう提案はよろしいでしょうか。皆さんよろし ければ、そういう形で、じゃ、後ろにしていましたけど、今、関連して 説明させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

司会: やりましょう。

構成員M: そうすると、資料を配らなきゃいけないんじゃないの。

事務局A: すみません。今、傍聴者の方々には今からやる資料はありませんので、 今から配らせていただきますので、少々お待ちください。

司会: それでは6項目については、こういうことで方針を確認したということで、さらに補足的に説明を。安西さん。

安西: 資料8-4はお手元に渡りましたでしょうか。よろしければ、7月に 2回開催した運営及び進行に関する今後の方針(案)に対するご意見の 中で、先ほどの6項目以外にいただいたご意見に対する都の回答をご紹 介します。

> 意見・質問としましては、まず、司会者へのご要望を多くいただいて おります。一方、前任の小口もしくは私に対する都の構成員の取り組み 姿勢に対するご要望、厳しいご意見をいただいております。

> まず、司会者へのご要望に対しては、7月のこの2回の打ち合わせは、 最初は構成員同士で運営及び進行に関するルールを決めていこうという ことで我々のほうから提案させていただいたものです。司会者にも2回 とも出席していただき、いただいたご意見については司会者と共有して いる次第でございます。

> 次に、都の構成員への要望ということで、右側の回答案の大きな丸2つ目になります。都は地上部街路の必要性やあり方などについて広く意見を聞きながら検討を進めることとしており、この一環として地域住民の皆様のご意見を聞くため話し合いの会を設置しています。

話し合いの会の運営・進行や都の構成員の取り組み姿勢に対し、厳しいご指摘をいただいていると認識しています。話し合いの会を円滑に進めるためには、より一層努力が必要というふうに考えております。

このため、話し合いの会の運営及び進行に関する打ち合わせをご提案 させていただき、構成員の方々のご協力のもと、資料8-5のとおり、 今後の方針を取りまとめることができました。

また、話し合いの会で発言する機会がないとのご指摘があったので、 本日においては、8時ぐらいを目安に皆様方から一言ずつご意見をいた だこうというふうに考えております。今後とも、地域住民の意見を幅広 く聴くように努めていきます。またご質問に対しては質問の趣旨に沿っ た説明を心がけます。

次に、質問欄の安西への要望の2番のところですけれども、都の構成 員と事務局の使い分けについてです。都の構成員の立場ですが、都市計 画をつかさどる立場から必要性を検討するための資料やデータを作成し、 提示するとともに、他の構成員の皆様からのご意見、質問などに対して、 その考え方を説明する役割を担っています。

一方、事務局は、話し合いの会の運営に関する事務をとり行っております。これは組織としてとり行っているところでございます。話し合いの会において、構成員が事務局の立場で発言する際には、その旨を明らかにしたうえで発言しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

めくっていただいて、ここでも都の構成員に対する要望、ご指摘をいただいております。回答は先ほどと同じになりますので、割愛させていただきます。

また、四角囲みの真ん中の段の3つ目の丸、1年半も放置の構成員提 出資料の件についてです。これはいまだ発表の機会がないというような ご指摘をいただいているところです。

議事の進行については、現在、構成員からの提出資料が多くある一方で、発表する機会がないということを我々も認識しております。今後、議事が円滑に進められるよう、早期に説明していただく機会を設けるなど、進め方を検討いたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2ページ目、一番下の3つ目の四角囲みです。都の構成員がマイクの 使い方が公正ではないのではないかというようなご指摘をいただいてお ります。また、構成員の机それぞれにマイクを置いたらどうかというよ うなご指摘もいただいています。私どもの回答としましては、マイクの 本数は限られているということがございます。構成員用のマイクを増や すことはなかなか難しいというところです。

都の構成員について、今まで挙手をせずに回答していた点もあったか

と思いますが、挙手をして司会者に指名された後で発言するように心が けますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8-4の説明は以上です。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 二、三あります。最初のページの司会者への要望ということで1項目から3項目まで挙げているんですが、都の答えではなくて、これは司会者からその姿勢を答えていただきたいと思うんです。

それから、使い分けの問題、構成員と事務局ね。それで今回から構成 員、行政は実名を書くということになったからいいのかもしれないんで すが、安西さんは事務局で安西と書いてあって、それから構成員はA、 Bで安西が書いてあって、だから使い分けされると、事務局Aを使って みたり、構成員Bを使ってみたりするのはまずいんで、さっき事務局B さんにもちょっとそれを確認しておいてとはお願いしてありますけどね。 それから、3つ目で、安西さんは人ごとのように都の姿勢ということ でお答えになっていますが、1ページの3番、一番下、安西さんの発言 の前後は、いつも会場が不満の声で騒然となる。改めないなら、その安 西さんの発言を禁じるか、構成員をやめたらどうだという提案、これは 傍聴者のご意見カードにもたくさん書いてあるんですね。それを安西さ んはあたかも他人ごとのように淡々と都の姿勢ということでご報告にな っているけれども、僕は一番最初に、第7回の議事運営について、あの 騒然とした中で 12 分もしゃべるだけしゃべって、それで東京都のほう のマイクには入っていたけれども、構成員のほとんどは聞き取れなくて、 それで、これは何度も指摘しましたが、終わったあと、うすら笑いを浮 かべた。これはね、話し合いの会を否定するものですよ。だから僕は一 番最初に安西さんが第7回のこの 12 分間の無礼な発言を謝って、それ から始めないと進んでいかないと思いますよ。

構成員O: 今のに関連して、次のページ、2ページ、「上記以外で重要な追加項目」、今構成員Mさんが話をされたのは、この会は話し合いの会ではなかったのか。今回の会合で安西氏の12分間説明は会場内で多くのアピールを完全無視、騒然とした雰囲気の中で説明内容もほとんど聞こえぬほどであった。都みずから話し合いの会をぶち壊してしまった。このような状態を続けようとする都の姿勢に全く納得がいかない、ということです。

それともう1つ、私この6項目以外で一番大事なことは、小口さん初め東京都の回答姿勢にあると思っているんですね。この会の小口さんの回答を見ると、今度は佐久間課長に代わりましたので非常に期待してい

ますけど、今までは構成員が発する質問に対して、質問趣旨に合った回答がもらえなくて、筋違いの回答がとっても多いんです。そのために構成員から繰り返し似たような質問が出るんですけれども、司会者はそれは構成員、あんまり似たような繰り返しの質問はやめてくれよと、こういうことを強く言われるんですけれども、どうしてそうなるのかというと、やっぱり東京都の回答はピントの合った回答をしてくれていない。猛省を促したい。今日これからも出ますけど、練馬1キロ問題で今回提出しました、その中に書きましたけど、小口さんは本当にピントの外れたことを言っているので、私がまた反論しています。これはあとでまた、それが出たときに説明したいと思います。

この中で、今回評価したいと唯一思うのは、右側の欄で真ん中辺に、「ご質問に対しては質問の趣旨に沿った説明を心がけます。」とあることです。これは今回初めて聞く言葉なんです。この言葉を願って止みません。今まで質問の趣旨に沿った説明、回答がないんです。ぜひこれを佐久間課長、お願いします。

司会: はい。課長さん。

佐久間: じゃ、今、構成員じゃなくて事務局の長という立場で、課長の立場で ちょっと説明させていただきたいと思いますが、これまで7回目のとき にいろいろとこの場において混乱を生じさせたということにつきまして

は、誠に申し訳なかったというふうに考えております。今後、安西も含めて、都としてしっかりその辺のことにつきましては注意していきたいなということを考えております。そういった意味で、回答の部分についても筋違いじゃないかとか、いろんなことをご指摘されておりますが、できる限りその質問の趣旨に沿った形で回答できるように努めていきたいというふうに考えているところです。そういったところもご理解のう

まずもって、ご迷惑をかけたことにつきましては、本当に申し訳ござい

え、何卒、会の進行にご協力いただけたらというふうに考えております。

ませんでした。

司会: 静粛にお願いいたします。私に関しましては、私が出したペーパーは、要は、この会は法令上何かを決める会ではない。忌憚なくいろんな意見をいただくというのが趣旨だということを申し上げたかったということでございます。そういう意見を言っていただく機会をうまくつくれなかったということに関して反省をしておりますし、今日、5分という時間ということになっておりますが、皆さんから意見を聞く時間というのを取っておりまして、それを非常に楽しみにしております。今後ともちゃんと司会をやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事録・議事要旨に関して、事務局のほうから説明をお願いたします。では、構成員Mさん。

構成員M: 大変失礼ですが、司会者に1ページの指摘で1、2、3と問題を投げかけていまして、その答えについてはまだ頂戴していないんです。これはいろんな人の意見を拾っていますからね。構成員の大多数の意見じゃないかと思うんですね。それに対して司会者に何とかこういうことでやってほしいという要望が出ていて、さっき、佐久間さんから事務局を代表してということでお返事をいただいたけれども、一番最初に質問したのは、この3項目を司会者はお認めになるのか、ならないのか、今後ともこういう方式はやらないのか。やらなければ話し合いの会は進みませんよ。

司会: 2回の会の中でもいろいろなご意見をいただきまして、そこは、私は 理解しているつもりでございます。この3項目については心がけてやっていくつもりです。よろしいでしょうか。

それでは、次第3の議事録・議事要旨のほうに移りたいと思います。 では、事務局のほうからお願いします。

事務局A: それでは第6回、第7回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料7-1、7-2、8-1、8-2をご覧ください。構成員の皆様には事前に送付して内容をご確認いただき、修正のご指示に基づき修正いたしました。本日ご確認をいただければ、「案」を取って公表させていただければと思います。

司会: 事前にいろいろご相談があったんだと思いますけれども、よろしいで しょうか。6回、7回の議事録に関して、よろしいですね。じゃ、構成 員Oさん。

構成員O: 第7回のほうでちょっと問題があります。先ほどの話でも出ていましたけれども、安西係長は 12 分間、全然ペーパーに書いてないようなことを飛び入りといいますか、特別で話をされたんですね。直下地震が起こったときに被害想定のことで、それから青梅街道の関係の図面が欲しいと、その2点のことで説明されました。このときに、非常にそれはあらかじめ渡された資料には全然ない問題が飛び込みで入って、聞いている構成員や傍聴者が、「今どこをやってるの」というようなことから始まって、全く聞き取れないような状況の中で、安西さんも迷い迷いしながら、小口さんの指示を待ちながら説明していたような感じもするんですけど、とにかく、やれ、やれということで、一気に、何も聞こえないまま 12 分間終わっちゃった。ところが議事録を拝見しますと、極めて静粛に粛々として進められたという結果になっているんです。

ですから、私はこの部分の安西発言はこれは全然認められないんじゃ ないかという、赤文字でいっぱい書いたと思うんですけれども、何かそ んなことは全然認めないということでしょうか。もうこのまま通しちゃ うということなのか。逆に佐久間課長にちょっとお聞きしますけど、ぜ ひ住民側が、住民側のテーブルに置いたICレコーダーで録音した声、 これを聞いていただいて、どんなに騒々しい中で、住民側には聞こえる のか、聞こえないのか、それを聞いてくださいと、2時間のテープの中 で何時何分から何時何分まで、メモをつけてそれを聞いてもらって今日 の会に臨んでいただくようにお願いしたんですけど、聞いていただけま したか。そして、その結果、ご自分では安西さんの説明がよく聞こえた のかどうか。我々としてはあの 12 分間の説明は全く聞こえなかったと いうことで、あの部分についてはとても議事録としてこういうふうに全 体の会議が終わりましたということは認められないと理解しております。 どう扱うかは別ですけれども、そういう認識でいますので、今は何も声 が上がっていないので、私はそういうふうに疑問を持っております。ま ず、課長さんから、そのテープを聞いた感じ、感想から聞かせてもらい たいです。

佐久間:

どっちの立場か、ちょっと難しいところがあるんですけど、録音したテープについては貸していただきましたので、日曜日に聞かせていただきました。会のこの場の雰囲気がいろいろ騒々しくなっているのも雰囲気としては実感しております。それは十分わかったうえでなんですけれども、まず議事録というのは、今回、運営に関する方針とかでもいろいろ話し合いさせていただいたと思うんですが、基本的にはその場で発言があったことを正確に記すことが大事かなと。あと、我々のやり方として、いろんな意見が、実際はマイクを通さないで発言されたやつも聞き取れる範囲で本人にご確認し、指摘されたものについてご確認し、なるべく記載するように努めているところでございます。

なるべく会の状況というか、会で話し合われた内容につきましては、 正確に記すように心がけていきたいというふうに思っていますので、それにつきましては、安西が発言したというのは発言した事実として残っていることもございますので、別にそれをもって我々は強引に何かを推し進めようとするわけでもございませんし、それは多分お互いいろんな意見があると思うんですね。我々のほうから構成員Oさんの意見に対して、そうじゃないとか、挟むわけにはいきませんので、それはできる限り皆さんそれぞれの意見を尊重するためにも、ちゃんとマイクを通して発言した中身につきましては、ちゃんと記していきたいなというふうに 考えているところでございます。ただ、おっしゃるようにいろいろ騒然だったというような雰囲気、ちゃんと聞いておけというのがありましたので、その辺はちゃんとしっかり聞かせていただいておりますので、それも踏まえながら今後、会の進行をしっかりやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会: では、構成員Mさん。

うんですよ。

構成員M: 議事録に関して、一応第6回と第7回の間では相当改善されていると思うんですね。だから、あまりそれに関して揚げ足を取るつもりはないんですけれども、私の提案で安西さんの発言 12 分間削除してくれという提案を出していると思うんですよ。これは、ここは国会ではないと言えばそれまでだけど、国会の委員会でも不穏当な発言をした場合は理事が集まって、これは議事録から削除するということがありますよね。これは別に国会の真似をする必要はないけれども、僕は削除すべきだと思

それから、あと希望ですが、議事録を直してくださいということで言いますと、直ったんだか、直らないんだかわからないんですね。そうすると、資料を、例えばこの第6回の議事録に関して言えば、3回ぐらい出てきているわけですよ。すると、その最終案とその前とその前とを全部比較するのは至難のわざですよね。だから、前向きに言うとすれば、例えば構成員Mさんから提案があったこれとこれは直したよと、そう言っていただければ、もう東京都さんを信じて、そこをチェックしませんけどね、何か直っているところがあるのかないのか、これは直ってないのかななんていいますと、3回続けて見ていくって、結構時間かかりますよ。これは希望です。

司会: では、6回、7回の議事録と議事要旨に関してはよろしいですかね。

構成員M: 今、提案したんですよ。

構成員A: ちょっと。

司会: それでは構成員Aさん。 構成員A: じゃ、まあ提案に対して。

佐久間: 事務局の立場として。確かに、最初、原案を出して確認してくださいと。そして意見をいただいて、原案を直してから、次にまた校正版が来たときにわからないということだと思うんですが、恐らく個々に送らせていただいたところ、意見をいただいている方につきましては、ここをこう直しましたというふうにお伝えしていったほうがわかりやすいのかなというのも思いますので、その辺の事務の改善、あとは、どこを直したか、例えばアンダーラインを引いておくとか、事前に構成員と議事録

を確認させていただく際には、少しちょっと工夫させていただいて、ちゃんと反映されたかどうか確認しやすいようにちょっと工夫をしたいと思います。

構成員A: 私は、議事録そのものは発言どおりになっているけれど、中身そのものが全く理解できない。東京都の説明を聞くと、納得しない人間がレベルが低くてだめだというふうに言っているかもしれないけど、私は公開の席で資料、7回目の議事録のページ 18 ページの上から9行目、読みます。都が発言した、都のBと書いてありますけど、「認識としては、まず3つあると思っています。都市計画決定した東京都の認識として、一般街路というのは別ものであると、位置づけとして別路線として、ただ、機能として、外環という自専道部分、自動車専用部分を収納する空間としても一体ですね、計画されたものだとしてあるかもしれないけど、別ものであるという認識をしている。これは東京都の認識です。」

この発言内容を私、10回も20回もやったんですけど、わからない。だから、この場で、まず都の認識として3つあるというなら、まず3つ挙げてもらいたい。それから、別ものであるということを2回発言していますから、別ものも明確に具体的に挙げてもらいたい。さらに最後に別ものと言っている以上、本物があるはずですから、本物もきちっと具体的に挙げてもらいたい。わかりやすく説明していくということを都の考え方でちゃんとあなた方は公式文書で出しているんですから、きちっとわかりやすく説明をしていただきたい。以上です。

司会: それでは、議事録・議事要旨に関してはよろしいですね。わからない ということであって。

構成員A: いや、これから安西さんに説明してもらいたいと私要求してるのよ。 公開の席で。ですから、司会者の。

司会: それは議事録の話ではなくて。

構成員A: いや、だから議事録の内容について、私は言ってるんですよ。議事録 の内容についてすっ飛ばすなんて失礼でしょう。司会者、あなたの態度 をちゃんと改めて書いてあるよ、ここにきちっと。

司会: だから、私はよくわからないのですが、議事録についてはこれでいい と。

構成員A: だから、議事録の内容について私は質問しているわけ。全く納得いかないことだから。

司会: それはわかりました。それは議事録とは別ですね。

構成員A: いや、議事録そのものですよ。議事録の内容がいいかげんでそのまま 進めるなんて、これは話にならん。 司会: それは質問に対する回答ということに、残しておくということで。

構成員A: いや、この場で回答してもらいたい。今、回答する準備してるんだか

ら、安西さんが。

安西: ちょっと待ってください。

構成員M: 関連して言っておきましょうか。準備している間。司会者。準備して

いる間。

司会: 構成員Mさん。簡単に。

構成員M: 前回、構成員Aさんの質問に関して、安西さんはわからないと言った

んですよ。そうしたら、事務局が武蔵野の資料を出してきて見せたわけ。 そして安西さんは得々としてしゃべったんだけれども、2つしか読まなくて、一番最後の肝心なやつを読まなかったわけですよ。それで構成員 Aさんがこだわって、今明らかにしてくれと言ってるんであって、構成 員Aさんの質問をよく理解して、都がそういうふうに答えたかどうか判 断するのが司会者の任務だという、司会者はこれを守るとおっしゃった

じゃないですか。

司会: この議事録は議事録として。はい。じゃ、構成員 I さん。

た、安西さんが話した内容について議事録から削除してくださいと。そ れに対していろいろなそちらのご意見もあったようですけど、結局、ど

うするんですか。それを聞きたい。それに全然答えていないので。

それで、僕の意見を言いますと、僕も別に東京都のほうに電話して、おかしいんじゃないかと。全然相手に伝わらないような騒然した中で安西さんが話しても、幾ら話しても相手に伝わらなきゃ、それは議事録に載せるのはおかしいと思うんです、僕はね。だけども、そちらとしては、一応こういう発言をしたんだから議事録に残さなきゃならないと言ったんですね。その意味はわかるんだけども、しかし、話し合いの会でですね、議事録に残すのが目的じゃなくて、相手に伝わらないものを伝わったように記録するのはまずいから、そちらのほうで言ったということであれば、言った内容を書いてもいいけれども、あれは伝わっていないというようなことをはっきりすべきではないか、議事録で。あれだと、僕たちが全部聞いて理解すると思っちゃうし、僕は全然聞こえなかった。本当に退屈な時間でしたよね。わんわん騒いでいるときに、一人でわめいてしゃべっていたけど、全然わかんなかった。

ということで僕の意見は、書いても構わないけれども、あれはこちらには伝わっていないということを明記すべきではないかと思いますけれども、そのことを構成員Mさんが削除してくれと言われましたよね。そ

れと併せてそちらのほうで回答してください。何かうやむやになって、 どんどん先へ行っちゃうのはおかしいですよ。いつもそうなんだけど。

司会: 課長。

佐久間:

では、事務局を代表しまして。基本的には、これまで説明しているとおり、マイクを通して発言した内容については記録としては残させていただきたいと思います。ただ、皆さん方からの意見で、それについては削除すべきじゃないか、納得いっていないものなんだから削除すべきじゃないか、いろいろご意見をいただいたのもしっかりわかっているつもりでございますので、また今日の議事録としてこれがしっかり残るということで、あの会の12分間ですか。説明の内容について、納得のいく状況で説明されていないということであれば、それはまた改めてその場でというか、もう一回ちゃんと説明させていただいても結構ですし、その辺につきましてはしっかり対応したいと思いますので。

当然、我々の行政の考えに対して納得できないような中身もあるでしょうし、納得できる部分もあるのかもしれませんけれども、それにつきましてしっかり我々としてわかりやすく説明できるように努めていきたいと思いますので、結論から申しますと、議事録については削除はせずにそのまま残したい。ただ、その分については皆さんが納得していないというのはしっかりわかりましたので、きょうの議事録にもその部分はしっかり書かさせていただきますし、また中身については、実質説明したことになっていないということであるならば、もう一回ちゃんと説明させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

司会: 構成員 I さん。

構成員I: 結果的にね、今日の議事録を残せば、あれは議事録にあるけれども、みんなに伝わっていないということはわかるけれども、それは結果論であって、そんなことでなくて、きちんと前の議事録を直せばいいんじゃないですか。同じことなんだけれども、そういうような、何か自分たちを正当化するという態度が悪いんだよ。だって、前の議事録は伝わっていないんだから。こういうふうに発言したけど伝わっていないということを記録すればいいじゃないか、前の議事録に。それをなんで今、後追いで、みんなから言われたからってね。今日の議事録があれば、前のやつが伝わっていないことはわかるでしょうなんて、それはそうだよ。そんなことでごまかしてるから、みんな住民が信用しないんですよ、あなた方を。だから、直しなさいよ、前の議事録を。

司会: 構成員Gさん。

構成員 I: どうします。その質問に答えて。質問というより意見に。

構成員G: 黙ってろよ。人がしゃべってるんだから。 構成員I: まだ始まらないんで、終わってないんだよ。

構成員G: 今しゃべろうと思ってるのに、脇でうるさいことを言わないでくれよ。

構成員 I: うるさいんじゃなくて、あなたがうるさいんだ。終わってないんだ。

今の話は終わってないんだ。

構成員G: この会はなんていう会かというと、杉並区における地上部街路に関す

る話し合いの会という会なんだ。今、聞いていると、始まってから1時間たって何をやってるかというと、前回の議事録にどう書いてあった、こう書いてあったと、全然話し合いの会になってないんだよ。こんなことをやってたらしょうがないんで、早く地上部についての話し合いに話を移してほしいと思っています。

構成員 I: ですから、話し合いの会を円滑に進めようと思って、この会議以外に

時間を割いて、僕たち2回も出てきて、みんなでどうしてやったらうまく進むかをやってるんですよ。そんなのも知らないで、こういう失礼な意見を言う人は僕はいけないと思うんだね。こういう人も中にはいるからね、それはしょうがないんだけど。だから、僕はまず、さっき言ったことに、僕と構成員Mさんが言った意見について、そちらでどうするか答えてくれませんか。議事録に、今回の議事録で前回の議事録の内容を補正するのか、前回の議事録を直すのか。

司会: 課長。

佐久間: 事務局の立場として。議事録につきましては、直さずにそのままいか

させていただきたいと思っております。

構成員 I: そういうことじゃないんだよ。中身はいいと言ってるんだよ。言った

ことはいい。

佐久間: いいんですけど、ただ、中身につきましてはしっかり共有されていま

せんので、しっかりまた説明させていただきたいと思います。

構成員 I: そうじゃないでしょう。何でそういうことがわからないのかな。

佐久間: 12 分間の説明について東京都が強引に説明したんじゃないかという

ふうにご指摘いただいて、その分をどうするのかという話だと思うんで

すけれど。

構成員 I: だから、それは怒号の中で説明しただけだから、伝わっていないと。

話はしたけど伝わっていないということを書きなさいと言ったんです。

佐久間: だから、しっかりそれにつきましては、今回書かさせていただきたい

と思います。

構成員 I: 同じことなんだけれどもね。同じことと言えばあれだけれども、だけ

ど違うじゃないかと言ってるわけですよ。そういうごまかして自分たちを正当化する姿勢はおかしいと言ってるわけです。何のための議事録と思うんだよ。悪いけどね、失礼なことを言っちゃいけないからやめるけどね、おかしいな。ばかばかしいというか。

司会: 構成員Mさん。簡単に。

くださいよ。

構成員M: 一歩下りて、私は構成員 I さんの意見に同調してもいいです、削除があまり難しいのであればね。ただし、そのときに、質問事項にも書いてないことを質問し、なおかつ 12 分間、構成員に全然伝わらない説明をしたということを、構成員 I さんの言うように第7回の議事録にはっきり明記してほしいんですよ。これが僕と構成員 I さんの意見で、司会者はそれを取って、今の佐久間さんの答えが合っているかどうか判断して

司会: 構成員〇さん、違う意見ですか。

構成員O: 今の関連です。私も全く同感です。さっきのお願いした件はどうなったのかなと思ったら、話がいろいろ出ていまして、また戻ってきましたけど、この議事録で言うと 22ページから 27ページまで合計6ページにわたっての記録なんですね。ですから、このまま基本的には流したいということのようですがそれはとんでもないと思うのです。ですから、私は今のような、佐久間課長のような話ならば、ちょうど該当する文章が22から 27ページにあるんですけれども、これを四角い枠で囲むぐらいにして、前と後に、こうこうこういうわけで、これは内容的にはこういう話し合いのやりとりのはずだったけれども、住民には十分伝わらなかったという趣旨を十分前と後ろに明記したうえで、そういう条件つきでやってほしいと思います。でなければ削除すべきです。

司会: 課長。

佐久間: 事務局の立場として。表記のことにつきましては、一回ちょっと持ち帰って検討させてください。この議論でずっとやっているのは時間がもったいないと思いますので、その点、よろしくお願いします。それは私の説明が悪かったことについては申し訳なかったと素直に謝ります。すみませんでした。

ただ、1点だけちょっとお願いがございます。今、構成員Gさんがいろいろ発言されたことについて、個人攻撃になるような、そういうようなことはできれば避けていただきたいなということだけは事務局を代表してお願い申し上げたいと思います。この場はいろんな立場の構成員の方々がいらっしゃるというふうに理解しております。そのそれぞれ一人一人がちゃんとしゃべれないような雰囲気というのは決してよくないと

思いますので、それにつきましては、大変申しわけないんですけれども、 事務局を代表しましてよろしくお願いしたいと思います。

構成員 I: それには不満ですね。こちらは不規則発言じゃないか。僕は正式に発言しているんだから。その答えが終わる前に不規則発言をしたから、こちらを止めるべきなんです。あんた方に味方するからって、そんなに変なことを言う人の肩を持つことはないんだよ。僕は批判してないんだよ。事実を言っただけ。

司会: ちょっと待ってください。それでは、安西さん、どうぞ。まず最初に 安西さん、どうぞ。

安西: 先ほど構成員Aさんのほうから3つご質問をいただいたかと思います。 1つ目は、以前、武蔵野の話し合いの会で国土交通省の当時の篠田構成 員がお話しした3点、それを前回の第6回の話し合いの会の中で私が繰 り返し復唱いたしました。そのことで、その3つとは何かというご質問 でよろしかったですか。

構成員A: 3つを具体的に明らかにしてほしいと言ってるんだよ、さっきから。

安西: これはあくまでも国土交通省の当時の篠田構成員の発言ではありますが、この議事録を読みますと、1つは東京都の認識で、外環の本線と外環の地上部街路というのは別だという認識が1つですね。2つ目は、地域の住民の方々からすれば、それは1つの計画であったというふうに捉えていたというのが2つ目かと思います。3点目で、国交省さんとしましては、東京都の進め方でいろいろな考え方、進め方を示しているというふうにおっしゃっています。

2つ目のご質問で、外環本線と外環の地上部街路は一体の計画ではないのかというご指摘かと思います。これにつきましては、武蔵野の話し合いの会でも多く指摘されていることでございますけれども、外環の2という、外環の地上部街路でございますけれども、外環の地上部街路は外環本線とは別の機能を有しておりまして、都市計画道路のネットワークの一部を構成するという機能を持っております。昭和 41 年当時は、高架であった高速道路を収容する空間としての機能も持っていました。高速道路が地下化されるに伴いまして、その収容する空間は不要となりましたが、都市計画道路ネットワークの一部という機能は今でも残っているということでございます。

最後に、本物、別ものという話でございますけれども、これは外環本 線も外環の地上部街路も本物といいますか、その答えで合っているのか どうか、ちょっと自信がないですけれども、そういった意味では2つと も別の機能として都市計画されたものということでございます。 構成員A: 別ものということを具体的に言ってちょうだい、ここで。

安西: 別ものという説明をもう少しわかりやすくということでございますけれども、外環本線というのは、高速道路、自動車専用道路の機能を持っている道路でございます。一方で外環の2というのは、一般の平面の都市計画道路、通常の道路のネットワークの一部を構成している機能を持っているということでございます。

構成員A: それじゃ説明になってないよ。じゃ、本物は何なの、本物は。

安西: 外環本線も外環の地上部街路もどちらも都市計画決定されている本物 の道路ということでございます。

構成員A: じゃ、別ものと同じじゃない。別ものという発言が2回あるよ、ここで。

安西: その別ものと申し上げましたのは、外環本線と外環の地上部街路が一体であるというご指摘に対して、外環本線と外環の地上部街路は別々であるから別ものというふうに申し上げました。

司会: 一応構成員Aさんの質問に答えてはいると思うのですが、納得したかどうかは別ですよ。

構成員A: 全く答えになってないよ。納得していないから、これからも質問しま すよ、このことに関して。

司会: 納得しないと言っていただければ。

構成員A: いや、納得しないんじゃなくて、ちゃんと説明がなってないというのよ。

司会: 構成員Mさん。

構成員M: 今、安西さんは手を挙げないでパッパッ発言してるんだよ。司会者とマイクを共有してるんだから、あなたがマイクを握っている限り、司会者は指せないんだよ。それから、今、佐久間さんが事務局を代表して持ち帰って検討させていただくということであれば、第7回の議事録は今回は確認されない、次回に回すということですね。そう言ってくださいよ、司会者。

司会: わかりました。今、これから言おうと思っていたのですけれども、私にまとめさせていただけなかったので。それでは第6回の議事録・議事要旨はオーケーということですね。それで第7回の議事録・議事要旨に関しては、先ほどの構成員Mさん、構成員Oさん、構成員Iさんのご意見、構成員Aさんもですか、ああ、構成員Oさん、構成員Mさん、構成員Iですね、のご意見に関連してペンディング部分が残ったということでよろしいですか。はい。

それでは、最初予定していた8時を過ぎちゃいまして、ちょっと諮り

たいのですけれども、せっかく今日 5 分話をするということを考えておりまして、次第の 4、5 を飛ばして 6 のほうからやるということにさせてもらうか、つまり、ご意見を 5 分ずつしゃべっていただくということをやるか、あるいは。

構成員O: 司会者、すみません。ちょっと3番のところで私、提出資料を出しているんです。それはもう無しなんですか。3番のところで提出資料を出しているんですけれども。

司会: それも踏まえて議事録をつくってきたと思うのですが。簡単にお願い します。

構成員O: 資料7-4というのは皆さんのお手元にありますか。実は今回、結果 的にはこちらの要望をすべて盛り込んでくれていますので、長く時間を 取るつもりはありません。この7-4という資料で、東京都から資料が 送られてきたときに、どうも全体の流れがおかしいということで、住民 サイドで東京都と同じように議事録をつくったんです。それでずっと見 比べた結果、そこに①から⑤にあるような場面、場面で左側と右側で大 きく違うなというところが見つかったんです。それで、そのほかにもあ るんですけど、この5カ所については東京都さんに、そこの表紙に書き ましたように、発言内容がすっぽり抜けている、あるいは部分的欠落、 司会者の発言がまとめられてしまっている、編集されている、議事録を 読んだだけでは全体の流れがつかめないとういうような状態で全体に言 えることは、実際のやりとりが正しく表現されていないということです。 そういうことでアピールしました。その結果、2回に分けて修正、修正 が入りまして、最終的には、こちらで要望したとおり全部直していただ きました。ですから、これからも、気が抜けないので、住民サイドとし ても議事録をこれからつくり続けながらやっていかなきゃと思っていま す。

ちなみに今回の最終議事録は50ページ、前期までは大体30ページ台なんですね。ですから、非常に違ってくると、こういうふうに感じました。ですから、このペースでぜひ続けていただきたいと思っております。

司会: はい。それでは、

構成員M: いや、私も提案しているから。

司会: 何ですか。議事録を、

構成員M: だって、私も提案しているでしょう。今のを。

構成員O: 共同提案で仲良く提出したものなのです。

構成員M: 違いますか。 司会: 構成員Mさん。 構成員M: 第6回の議事録のときに、当時の事務局に、どうも相当、都のおつく

りになった議事録はおかしいよと。何か細工しているという質問をしたんですね。そうしたら、いや、絶対に細工なんかしていません。これは本物の議事録ですと言い張って、それで、そのあとは2~3回やっていたら、今、構成員Oさんが指摘したように大幅に直った。だから、今後それがなくなるということを信じて僕は第6回の議事録に関してはそう文句言いませんけどね。さっき佐久間さんが代表して言っていただいたように、できるだけ正確につくっていただきたいと、これ希望します。

司会: はい。わかりました。それではちょっと諮りたいのですけれども、次 第4と5をちょっと先に回して、次第6の皆さんからのご意見というの を最初にやるかどうかということですけれども、よろしいですか。せっ かくですから、それを考えてきている方もいらっしゃると思うのですが、

いいですか。

構成員M: いいですかというか、意見なんです。

司会: 構成員Mさん。それに関する意見ですね。

構成員M: 今、手を挙げてすぐやろうと言ったんじゃなくて、一応これもちょっ

と疑問なんですけど、前回も次第の案のときは1人5分スピーチとはっきり書いてあったんですね。今回消えてるんですね。もし、5分スピーチが正しいのであれば、今ここにいらっしゃる構成員は8名ですから、40分かかるわけですよ。そうすると、司会者が幾ら張り切ってあと50分しかないのに、意見全部言えないと思うんだけど、どういう取り扱いをすればいいと思いますか。今司会者がおっしゃっているのは、前回からの持ち越し事項が7回目の議事録が承認されていないからあとにしてもいいんじゃないかという意図とも取れるけど、だから、それをはっき

り判断して諮ってくださいよ。1人か2人が、はい、いいですと言った

からやるんでなくて、皆さんに諮ってください。

司会: ええ。だから、今諮ったのですが、とりあえず議事録に関しては、6 回目に関して議事録・議事要旨はオーケーだと。7回目に関してペンデ

ィングになっているという理解でよろしいですね。

それで、確かに時間はかなり押しているのですが、せっかく来ていただいて話をしていただくという機会を考えていたのですが、それを最初にやりましょうかという提案です。構成員Oさん。

構成員O: 確かに構成員 I さんの新しい提案で、これは絶対に欲しいと思うんで

す。ただ、1人みんな正確に5分間ずつでこの9人ですか、今8人になったのかな、8人40分ということなのかどうかもわからないので、そ

24

前回の宿題で外環が地下で、なんで地下に入ったのか、そしてなぜ事業 認可をしたのかだけでも、たとえ5分でも国交省さんの答えを聞きたい んですよ。皆さん、どうですか。それはぜひ、それを聞かずして5人の 意見発表で終わっちゃうというのはちょっとあれなんで、それはあとで もいいですけど、それだけはぜひ今日の会合でやってほしいと。

司会: 確かに帰られた方もいらっしゃるので、そうすると、次第4をとにか くまずやるということですね。

構成員O: いや、次第4の中でも3つもあるわけですね。3つ、4つあると思うんです。その中でも国交省さんの宿題になった、そして我々も特に今、気にしている「練馬1キロ問題」を国が、外環の2はまだまだ話し合いをしているのに、国が認可しちゃった、絶対許せないと思うんですよ。地上はだめだから地下にしたはずだったという説明を聞いているのに、なんでやったのか。ですから、地下化した理由、それから認可した理由、それをぜひ、前回から宿題になっていますので、国から聞かせてください。

司会: そうすると、お1人5分というのが次回に回るかもしれませんけれど も、よろしいでしょうか。

構成員O: いや、逆にそれを先に。そっちを先にやって、あと、

司会: だから、それを諮っているのですけど。

構成員T: 先にやらせてよ、私たちに。

司会: わかりました。よろしいですか。じゃ、先に5分ずつというのを。

構成員M: 半分ぐらいにしません。全部はできないから、半分ぐらいにしません。

もう、今日十分用意してきたという方がいるのであれば・・・

司会: ええ。構成員Nさんのペーパーなんていうのは、なかなか私は感激したのですけれども、すみません、5分で済むかという感じですが。

構成員M: 5分じゃ済まないよね。

構成員A: それより国交省からの意見を。

司会: ええ。だから、それより先にまず一言ずつお話ししていただきましょ うよというご提言だと思います。

構成員T: 一言って、5分と言ったから5分、私は考えてきたんだから、しゃべらしてよ。

司会: はい。よろしいですね。じゃ・・・

構成員M: まだよろしくないよ。決まってないもの、どっちをやるかって。

構成員O: みんなに聞いてよ。

司会: すみません。それではここでお話をまずしたいという方、恐縮ですけれども、手を挙げていただけますか。その方を先にまずご発言をいただ

こうと思います。それで、まず言いたいことを言っていただく。そのあ と、構成員Oさんのご質問に関するというか、次第4のほうに行く。そ れでよろしいですか。いいですか。

構成員M: 構成員Oさんじゃなくて、構成員Iさんです。構成員Iさんの質問です。今のは構成員Iさんの質問です。

司会: そういうことでよろしいですね。

構成員T: じゃ、いいのね。やらせてくれるのね。だって、今日やるといったから、私は私なりの、

司会: それでは今発言されたい方、すみません、ちょっと挙手をお願いいた します。ほかの方、よろしいですか。それじゃ、まず構成員Tさん、お 願いします。

構成員T: 今日、5分ということで、外環の2についての私の意見を述べます。 難しいことは言えませんが、外環のことが始まったのは、母がまだ元気 だった50年近く前のことです。私たちの町会も周りの町会と一緒に反 対を掲げて頑張りました。自分たちが一生懸命やってきたまちや地域や 暮らしを守るために頑張りました。私は仕事を持っていましたが、集会 に参加し、抗議に出かけ、自宅の2階の壁には大きく、「外環反対、動 かない、離れない」という看板までつけました。自分たちのまちを守る ために必死でした。ようやく凍結ということになってほっとしました。 そして都知事に就任した石原さんが、外環は地下にする。ちゃぶ台を土 足で跨ぐようなことはしないと現地視察のときに話していたことを聞き ました。

地下になったからいいわけではありません。自分の家の下に道路が通る。しかも地下水がたくさんあるところです。そうなれば、地盤沈下や地下水が汚れることなんかが心配です。でもとりあえず住み続けられるという安心感がありました。そうしたら今度は、東京都が地上にも道路をつくるって言うじゃありませんか。なんですか。とんでもないことです。都知事が地上に迷惑をかけないと約束したんだから、国は立ち退き件数を減らすために地下にしたんだから、地上に道路なんてあるわけがないんです。今も計画があるというのは、廃止すべきなのに、皆さんの先輩が忘れてしまったからでしょう。だから、あなた方の仕事は外環の2を廃止することしかありません。

大体、国に 1,000 兆円もの借金があって、前のオリンピックのときにつくった道路や橋がボロボロになっているというのに、また新しい道路をつくる余裕なんかないんじゃないですか。また大地震が来るといわれているんです。今度は東京の真下で起こるかもしれないんです。一刻も

早く直さなければいけない道路、橋の補強、維持管理にお金を使ってください。

杉並区の中で地震や火事に弱いところは高円寺や阿佐谷あたり、昔から古い家屋が狭いところに密集している地域があることは皆さんよくご存じでしょう。延焼遮断帯をつくりたいのなら、こういうところにこそつくってあげてください。しかもなるべく早くつくってあげてください。外環の2なんかよりよっぽど急がなければならないはずです。私たちの税金を使うんだから、私たちが納得のいく使い方をしてほしいのです。

外環の2は私たちの町会の半分を壊し、めちゃくちゃにしてしまいます。そんなことが許されるんでしょうか。小さい子の通学時やお年寄りの図書館やゆうゆう館や区民センターに通う道の障害になります。地域の人たちにとっては大迷惑。だから、外環の2はやめてください。私個人にとってはこんなにいい環境を住めるところはめったにないと思っています。おじいさん、おばあさんの代から一生懸命つくり上げてきたまちです。春には桜並木から花吹雪が舞います。夏には若い人を中心に盆踊りもあります。町内はみんな仲がいいんです。80歳にもなって延々とこういういいまちから出ていくつもりはありません。私は立ち退きはしません。死ぬまでここにいますから、外環の2はやめてください。以上です。

司会: ありがとうございました。構成員 I さん、お願いします。

構成員 I: 構成員 T さんが立派な意見を言っていただいたので、私は言う必要もないぐらいなんですけれども、一応、今回の問題で 7 回もやりまして、それで一番基本的なことを抜かして、避けてやってきたので、やってきたというか、話し合いをしてきたような気がするんですね。その辺について、この辺が矛盾しているんじゃないかということで、こうすべきだということについて私の意見を言います。 1 点に絞って言います。

まず、外環道と外環の2の関係ですが、外環道は連続立体の構造ですから、であったということですけれども、周辺道路の道路網を遮断するものではないので、外環の2というのは、外環道の側道ではありません。それで、外環の2は南北交通を強化するものですから、単純に不要とは言えませんが、外環道のように高規格道路でないために、線形や位置に制限を受けるものでなく、位置的な代替性があると思います。ですから、さっき、安西さんが言いましたけれども、先に外環の2があって、そこに高速道路を乗っけたとか、そういう時代があったというような話をしましたけど、それは詭弁にすぎなくて、線形そのものが高規格道路の線形ですからね。あれは間違った言い方だと思います。これは僕が書いた

メモには書いてありませんが。

それで、外環の2は、外環道とは機能的に無関係であり、単に外環の 高架下空間を利用したにすぎないと思います。緑地とか公園、駐車場み たいに高架下利用施設がありますが、その中でも高架下は線形の空間が あいていますから、それを道路空間として利用することは利用効率が高 いとは言えると思います。しかし、それも高架下という空間ありきの議 論であって、外環道が地下に潜れば、外環の2は、この場所での施設が なくなるというのが私は自然な考えだと思います。

それから、外環道は必要かどうあるべきかということについてですが、 私は現在、東名道、中央道、東北道などの高規格道路は首都高速道路を 介して連結しておりますので、高規格道路は高規格道路でネットワーク を組むのが望ましいと思っております。したがって、外環道は必要と思っています。この建設をすれば、慢性的に交通渋滞の首都高の渋滞緩和 にも資するものということもあると思われます。

それで、私は、外環道はその建設費と維持管理費、今、地下になりましたけど、を考えますと、本来、地上部に建設して、外環の2もその高架下に併せて整備するのがいいと私は考えております。しかし、これには「ただし」がつきまして、道路建設を現在のように市街化が熟成して、良好な市街地が連坦、専門用語です。連続しているようなことになる前につくるべきではなかったかと。私は既に外環道を地上部に建設するタイミングは失っていると考えます。良好に熟成した住宅市街地を、これは木造密集市街地みたいなところではありませんから、切り裂いて道路だけを単純に施設するという現行の事業制度には無理があると思います。ですから、ちょっと、また別の議論ですが、今後の課題として道路周辺への影響を極小化する新制度をつくらなければ、道路建設を市街地でやるのは難しいんじゃなかろうかと思います。

それで、外環の2をどうするかということですが、外環道に比べますと、外環の2については本来どうあるべきかという議論はさほど重要ではないと思います。むしろ、事実の積み重ねを重視すべきであると思います。事実の積み重ねとはどういうことかといいますと、すなわち、これは国土交通省では答えておりませんけれども、これから答えるんでしょうか、外環道の事業用地が地上に確保されないと判断され、地下化されました。それと同時に、外環の2が施設される計画のあったところ、高架下空間というのは消滅したという事実。この事実を踏まえれば、一番最初に申し上げたように、外環の2というのは、外環道が地下化と同時に即刻廃止すべきであります。これは練馬だか埼玉でやったんですね。

どこだったかな。外環の2が地上部に建設可能であれば、そもそも外環 道が地下化することと矛盾するわけですよね。国土交通省は何を考えて いるのか。これから何か話してくれるらしいので、非常に楽しみなんで すが。

それで、外環の2については計画が残っていると言いますけれども、 当面、建設しない。計画をそのまま残すというような、当面建設しない けど、計画は残しておくよというような、最近はやりの言葉ですけど、 棚上げ論ですね。そんなのもあり得たと思うんですね。しかし、私はこ の筋悪の考え方にはくみしません。しかし、同時に、棚上げすることも ごまかせばできたのに、寝た子を起こして、話し合いの会をとったとい うことは、早急に外環の2をどうするかという結論を出すべきです。そ の結論は、即刻廃止です。即刻廃止することが、数十年にわたって権利 の制限を受けて、自由に建物をつくられないと言ってきた地権者とか住 民への誠意ではなかろうかと私は考えます。以上。

司会: あと、構成員Dさん、いいですか。構成員Nさん、いいですか。

構成員N: もし時間が、ありますか。

司会: すみません。簡単にお願いします。せっかくペーパーがあるので。

構成員N: 5分というお話だったので。私は第7回から構成員になりましたけれ ども、1回からこの会には出ておりまして、資料等は目を通させていた だいております。そのうえで、これは6月10日付で東京都のほうへお 出ししたんですけれども、7回までのをお聞きしまして、自分なりの考 えをまとめてここに資料として出させていただいたわけです。

> そういうことで、今回、文書を用意させていただきましたけれども、 どう考えても5分にまとめることは、しゃべるうえで、お話しすれば、 それはならないので、できましたら、許されるならば、この資料を本当 は読み上げてもいいんですけれども、それだと時間の無駄になりますの で、この資料を議事録に載せていただくということは、もし差し支えな ければそのようにしていただければ、同じ文書を読むという無駄を省か せていただくことができますので、その時間をまた別の方にご発言いた だければと思いますので、何かちょっと端折るようで恐縮ですけれども、 資料は3ページにわたって用意させていただいておりますが、傍聴席の ほうも全部行っておりますでしょうか。

> 一応ここでそういうことで、この意見書を議事録のほうにそのまま、 私が読み上げたということで載せていただければ、時間を端折ることが できるかなということで、基本的にはこの文書はこれまで私のほうが手 にしましたこの会での資料をベースにしておりまして、しかもそれは東

京都あるいは国が一緒に出された公文書ですか、公式の文書を参考資料にさせていただきまして、その資料につきましては全部番号を振ってございますので、この会でのお手元にあると思いますけれども、それをもとにしまして意見書をつくらせていただいたということでございますので、あとで当たることもできるかと思います。

そういうことで、基本的には今いろいろ意見もございましたけれども、 私としては、どうにでもこれは外環の2を計画どおり遂行するのは無理 があるということでございまして、そのいきさつは、ここにも書かさせ ていただきましたけれども、今この時点で計画どおり無理やり実現して いくというのは無理なんじゃないか、あるいは必要性に欠けるのではな いかということで、もっと別のやり方での今申し上げました外環の2じ ゃないところでの既存の道路の手直しとかでそれは十分対応できるんじ やないか、あるいは都市計画道路が既に実現したところもございますけ れども、そうした周辺の都市計画道路の整備によって、その辺も既にカ バーされてきてるんじゃないのか、南北道路の交通についてもその辺は さんざんやってきているんじゃないかということを、私も現地で実は調 布保谷線のほうを歩いてみました、自転車で走ってみましたけれども、 随分整備されてきておりますので、そういった面でも、あえてこの時点 で新しく同じような道路をここに新設するというのは無理もありますし、 必要性もないのではないかということが基本的な考えになっております。 今申し上げたようなことは議事録からは除いていただいて結構でござ いますので、この文書を議事録のほうに載せていただければ幸いかと。 時間の短縮になるかと思いますので。よろしいでしょうか。

司会: どうもありがとうございました。ほかに発言されていない方では、いいですか。

構成員M: ちょっと質問があります。今の構成員Nさんの意見に対して質問があります。

司会: 質問がありましたか。議事録にそのまま載せるかどうかということですか。

 構成員M:
 言わせてくださいよ。

 司会:
 構成員Mさん、どうぞ。

構成員M: 一応構成員Nさんの資料は資料8-6で、8-6には載ると思うんですが、さっき、発言していない内容を議事録に載せるというのはちょっと無理があろうかと思うんですよ。そうなってくると、もし無理だという司会者なり事務局の発言があるとすれば、構成員Nさんに要約して少なくともしゃべっていただかないと、骨子だけでもしゃべらないと議事

録に残りませんよね。それ確認してください。

司会: 事務局お願いします。安西さん。

安西: それでは事務局の立場でお答えいたします。今ご指摘があったように、議事録では、今日、実際に発言された内容を記載するという形にしたいと思います。この資料8-6は当然公表される資料ということになります。ですので、もし今、説明の中でまさに会議の進行にご協力していただいたので大変恐縮ではあるんですけれども、何か話し足りないことがあれば追加で説明していただくのがよろしいのかなというふうに思います。

構成員M: 議事録には載らないんだ。

構成員N: 載らないということなんですか。ですから、それをお諮りしているん

ですけど。

構成員D: 今のことですけれども、さっきのことからもつながると思うんですが、 以前の安西さんの意見、報告したことを削除してほしいということ自体、 議事録を編集、改ざんすることになるような気がするんです。それで、 あれだと周りがとてもうるさくて意味が通じなかったというのを今回載 せて、それに対する、あれは資料はペーパーでなくて、ただ突然説明し 始めたことだったので、何を説明するかを構えて聞く態勢になかったの で、私の質問に対しての答えだったんですが、その後もペーパーでいた だいていません。ですからペーパーは欲しいです。

それで、確かに議事録を読むと、私が「こう思います」というのを、「思った」みたいな、そういう端折った言い方をされていて、それだととてもけんかを売っているのかというような言い方をしているように、その場にいなかった人には取れるような文章が多く、とても傷ついているところがありました。ですから、やっぱり一言一句きちんと書いてほしいという構成員Oさんの意見も大事にしたいんですが、とてもそれを矛盾したことを先ほど議論されていたと思います。

それで、今言ったこの資料をそのまま載せてくれるかという話ですが、 もしも改善案として納得していただけるようでしたら、提案したいと思 うんですが、この意見の後に参考としてその資料を議事録の中に続けて、 四角い枠でもいいですから書いて、続けて書いたらどうでしょうか。時 間短縮のためにそれを言わなかったけれど、この参考資料のこれを、別 ペーパーじゃなくて議事録の続きに書いて入れたら、今ここでもう一度 声に出して読み上げていただく時間がなく済むと思います。

それで私は意見を言うのを控えて、その分、国交省にこの間の分を、 私の5分間を使っていただいていいですから、ちゃんと答えていただき たいと思います。

司会: 今のご提案も含めて、議事録作成の際に相談して作成していただきた

いというふうに要望しておきます。よろしいでしょうか。

構成員M: どうなるかを決めてくださいよ。

司会: ですから、参考資料として載せるか等、それを相談していただいて。

構成員N: ですから、このまま議事録の中に入れてくれないんだったら、私はし

ゃべりますよ。時間がかかってもいいですね。読み上げるだけですよ。

それを議長さんのほうにお諮りしてるんですよ。

司会: すみません。事務局のほうで。

安西: すみません。事務局の立場から。構成員Nさんにご協力いただいたの

に、ちょっと意に沿わない回答になってしまって大変申し訳ありません。 ご提案なんですけれども、例えば議事録にこの資料を添付するという形 で、議事録と一体でこの資料が読めるようにするという形でいかがでし

ようか。

構成員N: とにかく議事録に入ればいいです。だから議事録に不可欠のものとし

てこれが載るということですね。

安西: ええ。非常に硬くて申し訳ないんですけれども、議事録はこの会議の

場で実際に発言された内容を正確に記したいと思います。構成員Nさん

のご提案は非常にありがたいご提案なのですが。

構成員N: わかりました。読み上げさせていただきます。すみません。かえって

時間がかかったようで、ご迷惑をおかけします。

話し合いの会の趣旨は地上部街路の必要性の有無について住民を中心に話し合う会と理解しています。東京都の提出している資料は必要性を強調する資料に偏重しています。新たな道路建設によって、立ち退きを迫られ、失われる住宅や無くなる自然環境、騒音・排気ガスの増加、さらにはこれまでに長年にわたって形成、維持されてきたコミュニティが分断、破壊されるといった地域がこうむるデメリットの大きさについても十分考慮し、それを極力回避するような観点からの施策を取り入れるべきです。

これまでの傍聴および7回からの参加をしたうえでの意見を以下の通りまとめましたので提出いたします。

これまでの経過。

1. 平成 13 年4月「東京外かく環状道路の計画のたたき台」では本線が地下化した場合の地上部の利用について検討するためのメニューとして以下の4つを示している。(資料1-2)

①公園や歩行空間を整備する場合 ②バス路線など公共交通を整備す

る場合 ③幹線道路を整備する場合 ④住宅・地域コミュニティを維持する場合。これは説明がありますけれども、この場合現状の市街地を維持することができますという説明がついております。

2. 平成 14 年 11 月東京環状道路有識者委員会は最終提言で次のように述べている。「今後は、移転戸数を少なくし、地元住民への影響を軽減化するため、インターチェンジ無し地下化案を検討の基本とし、地元区市と調整の上、速やかに基本方針を決定すべき」(資料4-5-4)

このことからも、有識者委員会は外環の地下化の大きな理由として、 地上部の道路計画によって多くの既存住宅が立ち退きを迫られることの 困難と影響の大きさをあげており、その後の外環道地下化構想の道筋を つけたことが明らかとなっている。

3. 平成 15 年 1 月、同年 3 月、国と都連名の「東京外かく環状道路に関する方針について」が発表された。

そこでは「地元において地上部整備の方針が定まった場合、大深度区間であっても、地元の意向を踏まえながら、その整備を支援していくものとする。」としたが、このときも地上部街路の設置検討は青梅街道から目白通りまでについて触れられているだけで、それ以外の地域についての言及はない。(資料4-6-1、4-8-2)

4. 平成 17 年 1 月 「外環の地上部の街路について」が東京都より示された。外環本線が地下化したのちの地上部の取り扱いについては都市計画「外環の2」が残ることから、基本的な考え方として次の3つの検討案が示された。

①現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備 ②都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備 ③代替機能を確保して「外環の2」の都市計画を廃止する。この中の③案を示したイメージ図、これは資料のほうにイメージ図は出ておりますけれども、イメージ図には道路は想定されていない。つまり、道路は載っていない。(資料4-6-1)

このことは外環本線が地下化に決定したのちの平成 19 年 8 月に作成された東京都都市整備局の「外環の地上部の街路について」でも同様である。(資料 4-8-3)

5. 平成 18 年 6 月、国と都の連名で発表された「東京外かく環状道路 これまでに頂いたご意見・ご提案と計画の具体化の検討等における考え方」の中で、地上部利用について述べたところで「大深度のシールド工法を活用した区間では、移転の必要がなくなることから、これまで通りの生活が可能です。」と説明している。(資料 4 - 6 - 1)

以上が東京都、国によって公表された資料に基づいての経緯、経過を

述べたところです。

杉並地区では当初計画案にあった青梅街道インターがなくなるという 大きな計画変更が行われており、外環本線との連結を図るという意味で の地上部街路の理由は既に失われている。

平成 19 年4月に高速道路部分を地下方式にした際に、高架高速道路の支持体として地上部に計画された「外環の2」の存在理由は大きな前提条件が変わってしまった。これは今申し上げたインターがなくなったということですね。そのことは地下化によってその機能がなくなったとして、東八道路の以南東名までの地上部に計画されていた「付属街路」、これは世田谷のほうですけれども、「付属街路」については都市計画変更が行われ、すでに廃止されていることからも明らかである。「外環の2」も名称は違っていても、その機能など計画上の設置理由、状況は「付属街路」と同じと考えられ、すでに不要となっているものである。

外環本線の地下化が決定した時点で、それと一体のものとして計画されていた「外環の2」については、本来、計画自体を廃止して取りやめ、再度本線が地下化したことを前提にそれに必要な道路に限ってあらためて検討すべきであった。それならば現在示されているものとは全く異なった形態のものが考えられたはずである。計画として残したままにしたために、今日までの無理、無駄を引きずり、地域住民に大きな混乱を招く原因となった。

外環道を地下化したうえに、さらにその同じ地上部に幹線道路を新設することは膨大な経費の二重投資になり、納税者の立場からしても到底容認できるものではない。

都市計画道路としては「外環の2」以外にも何本も計画(資料1-1)されているが、いずれも当初は何十年も前に計画されたものであり、「外環の2」についても昭和41年に計画決定されたものである。その後の社会の大きな変化や想定外の事態(人口の減少や少子高齢化、地域間異動という人口の移動、それから将来の交通需要推計の減少、これもすでにデータに出ているとおりでございます。それから車離れ現象。これも団塊世代が既に車に乗らなくなっているということを含めまして、車離れ現象など)をふまえて、現在時点で計画自体を全面的に見直されるべきであった。また現在では既存道路の維持整備のほうが緊急な課題となってきていることも承知のとおりである。このことは他の自治体(さいたま市など)でも新規の都市計画道路は認めないといった政策転換をしているところにも表れている。

また、「外環の2」近くにも並行して新たに調布保谷線がすでに一部

供用され、以前に比べて南北交通は相当に緩和されてきており、今後の 将来においてもさらに過密化が予想されているわけではない。

「外環の2」が予定されている杉並から武蔵野にかけての当該地区はもともと早くから土地区画整理が済んでいるところであり、現在は良好な住宅環境と自然環境が維持されている地域である。一部バス通りでやや狭いところがあるにしても、現状でも特に渋滞が発生するほどのことはなく運行している。そうした地域に今全く新たに幹線道路を計画すること自体根拠がなく、不自然かつ不要なものであり、むしろ必要な範囲での既存道路の整備に重点を置いた計画を進めることのほうが成熟した都市計画としてふさわしい。

また、東京都は幹線道路の必要性としてその防災上の効果をあげているが、防災に対する対策では先ずは建物の耐震化、防火構造化こそ対策が急がれるところであり、道路についても道幅の狭あいなところや住宅の過密化した所こそ優先して対策を立てるべきであって、その必要性の高い地域は現在の「外環の2」の予定地ではないはずである。先ほどからも出ていました、それは杉並では阿佐谷、高円寺の地区になるだろうということでございます。

「外環の2」が廃止されても外環道は地下および他のインターでつながっており、広域交通網は問題とならない。当該地域は地上部においても隣接する既設、新設の他の都市計画道路等が整備されることによって、その「代替機能」は確保されており、ここにさらにまったく新たな道路建設を計画する必要性はないといってよい。

以上でございます。それから、最後なんですが、これは余計かもしれませんけれども、今回の話し合いの会は地域住民の意見を聞きながら地上部の利用について検討を進めるという趣旨で始まった。高速道路本線が地下化することでその必要性はなくなったが、計画の抜け殻として形式上残ることになったにすぎない「外環の2」については「初めに幹線道路計画ありき」といった旧態依然の視点を改め、これまでに地域の実情にかんがみ計画変更をしてきた経過と趣旨をふまえ、当該区市それぞれの影響・事情の違いを考慮し、なにより地域住民の声をよく聞き取り、地域の居住環境がより豊かになることを最優先してその地域にふさわしい環境整備計画を立てるようにしてほしい。

私が所属する町内会は平成 18 年 10 月に杉並区長あてに「地域住民の 大多数が反対する地上部街路計画案は白紙撤回するよう」要望書を提出 しており、現在に至るまでその意思確認を毎年してきています。いうま でもなく道路は都市計画全体の一部を占めるにすぎない。東京都も既存 の道路計画を固守するのではなく、住民が望む環境整備に誠意をもって 協力支援することで将来にわたって住みよい杉並の街づくりに貢献して もらいたい、というのが私の意見でございます。

司会: はい。どうもありがとうございました。それでは、時間もあまりありませんが、次第4のところをやりたいということでしたので、やりましょう。時間が許す中で。前回からの持ち越し事項について、東京都からお願いいたします。戸数とか何かありましたけど。

構成員A: あとでいいですよ。国交省に聞いてください。

司会: あ、そうですか。はい。

大畑: 4の前回からの持ち越し事項等で、外環国道事務所、大畑でございます。私どもで回答するものとしては2点あったかと思います。1点が大泉ジャンクション周辺の1キロ事業認可をした理由、何をもって認可したのかという点が1点と、それから本線を地下式に変更した理由、この2点かと思います。

1点目の事業認可をした理由でございますけれども、まず、私ども外環国道事務所は外環本線を担当しているところでございまして、認可をしましたのは関東地方整備局の建政部でございます。では、その建政部が何をもって認可をしたのかというところでございますけれども、そちらは認可権者としまして、申請内容につきまして都市計画法に基づいて、都市計画への適合ですとか、それから事業施行期間等において審査を実施して認可をしたものというところでございます。

それから、2点目の外環本線を地下式に変更した理由でございますけれども、先ほどから参加者の方からもご指摘がございましたところでございますが、本線につきましては、国交省と東京都が平成 13 年に出しました地下方式としました計画のたたき台がございます。これはご指摘のとおりでございます。そちらに、公表して以降、地域の皆様ですとか、関係行政機関ですとか、そういったところからご意見をいただきながら検討を行いまして、平成 19 年に現在の地下構造で都市計画を変更されたところでございます。

そちらは地下のシールド工法の活用によりまして、高架構造と比べまして、移転ですとか、地域分断ですとか、大気・騒音、そういった環境への影響を低減することが可能となる、そういった背景、経緯で地下化されているというふうに考えてございます。

司会: 構成員 I さん、簡単にお願いします。

構成員 I: 簡単にお願いしますというか、国交省のほうで簡単に答えてくれて、 こういうことで認可しましたと言ったけど、全然理屈になっていないし、 答えていないんですけどね。私が質問したのは、道路というのはある一定区間できなきゃいけないものですから、都市計画道路が計画どおり道路形状として一定区間できるという見込みがなければ、その一部を認可するのはおかしいじゃないかと。なんで全体が自分たちがそこに高速道路をできないと判断して、事業用地を確保できないと判断したにもかかわらず、東京都ができると判断して、この道路の一部を認可したのかと聞いたんですよ。だから、それは認可というのは形式審査だから、形式が整っていれば認可してもいいかもしれないけど、その中に事業の実現確実性というのがあるんじゃないですか、都市計画の事業認可の中に。判断基準の中にあるんじゃないですか、都市計画の事業認可の中に。自分たちができないから地下に潜ったんだから。なんで地上に道路ができるんですか。そういう矛盾がちゃんと矛盾を答えなさいと言ったんですよ。だから答えになっていないんです。いや、答えになっていない。答えられないからごまかしただけだと思うんだけど。

それで、大畑さんの隣に座っている今村さんは誠実そうな顔をされて、 実に誠実な答えをしてくれたんだけど、要するに、用地が買えないから 地下に潜りましたと言って、僕もそうじゃないんですかと言ったら、そ うですって合意してくれましたよね。議事録にも残っているけど。そう いうことなんじゃないんですか。それなのになんで認可したんですか。 形式審査上も、認可要件が整っていないんじゃないの。

大畑: 繰り返しになりますけれども、認可要件云々というご指摘でございましたが、そちらは都市計画への適合ですとか、そういった事業の実現性ですとか、それから事業施行期間等において都市計画法にのっとって審査を実施して、認可をしたものでございます。

構成員I: それだったら、地上につくればいいじゃない、高速道路を。なんでつくらないの。だから、全然矛盾してるんじゃないの、話が。僕がさっき、なんでここの外環にする考え方で言ったでしょう、矛盾していると。それと同じようにというか、そういうことで考えれば、今、言葉では認可要件が整っていると言葉では言ったけど、整ってないじゃない、言ったこと全然。要するに、整っていると言えば整っているわけじゃないんだよ、そんなの。霞が関にいるんだから、霞が関じゃないか、そのぐらいきちんと答えてくださいよ。それが霞が関のほうで照会して、そういう意見をこういうふうに言えと言われたんですか。おたくのほうでは出せないんでしょう、事務所だから。本省に聞くと言ったよね、あのとき。本省に聞いて判断すると言ったんだよ。私のほうの担当じゃないから。ということは、そうじゃなくて、事務所の中で、今村さんの担当じゃな

くて、大畑さんの担当だということですか。聞いても、どうせろくな答 えがないからあれだけれども、一応答えてください。

大畑: まず、本省ではなく、許可権者として許可したのは関東地方整備局の 建政部です。それから、どういうふうに答えているのかと。本件につき ましては、25 年の4月に裁判でも係争中でございますので、これ以上 につきましてはちょっと差し控えたいと思います。

構成員 I: 関係ないよね、裁判とか。要するに、なんで認可して、それで僕が言った事業の実現性があるんですか、これ。都市計画道路の、今計画決定されていますね。これの杉並区の区間についてか、練馬区の区間と杉並区の区間と武蔵野の区間があるわけ。それが連続してできるという実現の見込みがあるということなんですな、大畑さんの判断によると。

大畑: あくまで私の判断ではなくて、関東地方整備局建政部が認可権者として認可をしたというところです。それから、1キロ部分について認可をしたというところです。

構成員 I: だから、1キロ部分については、そこだけやってもしようがないわけだから、残り8キロができるという見込みがなければ認可はできないでしょうと言ったんですよ。そういう理屈ではないでしょう。

構成員T: 認可の根拠は何かと質問なさっているんじゃありません。あなた、お 答えのところがちょっとずれていると思いますよ。

構成員 I: いや、多分そんなばかじゃないだろうから、失礼しました。言葉は訂正しますけど、ごまかしてるんだと思うんだけどね。それはやっぱりあれですよ。僕も別の場でも言ったんだけど、行政不信があるわけですよね。だから、みんな住民がこういう場でも対決の対極にいるようになっちゃうわけよ。その根本にあるのが、大体、官僚が官尊民卑の発想があるんだよね、大体が。大体、明治維新以来、上のほうの改革で、市民改革じゃないからね。官尊民卑があるんだよ。だから、そういう目で見るから、今のは答えになってないじゃないか。

それで、ここにいる人たちはみんな杉並区とか武蔵野市とか、それから練馬区で、そんな昔のようにいわゆる為政者と市民の間でリテラシーの差なんてないんだよね。あなたの言ったことにだまされるわけないよ、皆さん。おかしいと言ってるよ。自分でもおかしいと思うでしょう。理屈になってない。わかりそうなもんだろう。公務員試験受かって。ああ、また失礼なことを言って申し訳ないけど、そうだから、やっぱりそれは違いますよ。納得できないじゃなくて、間違ってるんだ。納得なんかしようがない。そういうことをしてきたから、こうなっちゃってるんですよ。しかも責任があるんじゃないですか。自分は国だから予算がたくさ

んあって、しかも 1,000 兆円の借金を背負ってるから、いっぱいあるとは言えないんだけど、それでお金があるから地下に潜ったかもしれないけど、東京都は近いところを買って、用地買収をしていかなきゃならないんだ。そんなものできるわけないじゃないですか。それで自分だけ地下に潜って、あとは東京都だから知りませんなんて。だって、親が用地を買えないというのを、子どもである東京都が用地なんか買えるわけないだろう。これは僕の意見だよ。何か感想はありますか。

大畑: 感想といいますか、親と子という・・・

構成員A: まじめに答えろよ。何やってんだ。

司会: では、大畑さん。静粛にしてください。ちゃんと答えられるようにして。

構成員A: まじめに答えろよ。まじめに。

大畑: 国と都は親と子というご発言がございましたが、そういった関係ではなくて、あくまで地上部街路は東京都さんの都市計画道路として我々は許可権者として、適合性ですとか、申請内容についての要件ですとか、そういったものを判断して、審査をして認可したというところです。

構成員 I: だから、親と子でないことぐらい百も承知で、そんな言葉尻を捉えて 発言してもだめなんだよ。理屈になってないということ。答えになって ないということですよ、認可した理由が。

構成員A: 司会者、答えさせなさい、まじめに。それがあんたの役割だよ、司会者。ぼやっとしてないで。

構成員O: 繰り返しか。

司会: 安西さん。

安西: 大泉の1キロ区間のことについて、事業認可を申請している東京都の 立場からお答えさせていただいてもよろしいですか。

構成員A: あんた、できないだろう。

構成員 I: 東京都に聞いてないよ。国に聞いてる。

構成員A: 司会者他に振っちゃ駄目だよ。

司会: 議論白熱の途中ですけれども、もうやめろという放送がいろいろ入っておりまして、次回、ここのところからやるということで。

構成員A: 大丈夫だ。延長させればいいよ。

司会: そういう、私がそう決めるわけにいかないので。じゃ、まとめをやりますか。はい。じゃ、次回、ここからということでよろしいですかね。

構成員M: 納得していないということだけ言ってよ。

司会: はい。わかりました。納得していないと。しかし、それぞれの立場で 発言しているわけですからね。はい。構成員Mさん。 構成員M: 構成員Iさんが質問して、大畑さんが答えているわけですよ。それで、一部傍聴からも声が出ているけれども、構成員Iさんの質問を大畑課長が正確に答えているかどうか判断するのは司会者の仕事だと、これは何度も言っているはずなんです。それを司会者がまとめないで、これは次に繰り越して今日の次第をまとめましょうというのは、これはだめですよ。

それから、この区民センターは延長願いを出せば 10 時まで使えるんですよ。

司会: 構成員 I さん。

答えはなかなか出ていませんけれども、大体そういうことを認可する 構成員 I: こと自身がおかしいんですよ。僕がそちらの立場にいたらやりませんよ。 だって、こんな火種を残すことをなんでやるのかね。それで自分だけ地 下に潜っているというのはおかしいじゃないの。きちんと東京都の上に いる、公共事業を施行していくうえで上の立場にいるんだから、ちゃん とやらなきゃだめじゃないですか。火種を残すでしょう、こんなことを したら。だって、ほうっておいたって何も問題ないじゃないですか、認 可しなくたって。認可しなくたってできるわけですよ、東京都の目的の ことは。だから、東京都にだまされて、なんで認可したかだよね。多分 東京都から頼んだと思うんだけど、申請したんだからさ。これで問題が 起こると思わなかったわけ。先行認可して、話し合いしている最中に。 しかも方向性がはっきりしていない中、あなた方が地下に潜って、都市 計画道路が廃止かどうかという3つの選択があって、どうなるか方向も わからないうちに一部だけ認可してやるなんて、そんなばかなこと、ど う考えたっておかしいでしょう。おかしいですよね。答えられないか。

大畑: 冒頭で申し上げたんですけれども、私どもは外環本線を担当するところでございます。それから認可を出したのは、あくまで別の部署で、関東地方整備局の建政部、そちらが申請された内容について適合性等を判断して認可をしたというところです。

構成員A: あなた、国交省を代表してそこに座ってるんだよ。部署が違うからなんて、冗談じゃないよ。あんた、何しに来たの。

構成員 I: 子供の使いというんだよ。

発言ありますか。

司会: それでは次第4のところから次回ということにいたしたいと思います。 構成員Dさん。

構成員D: 部署が違うという話ですけど、だったら聞いてきて、みんなに説明してください、次回。

構成員 I: それは聞いてきたんだよ。聞いてきた結果を言ったんだけど、その聞 いてきた結果について理屈になっていないと僕は言っているわけ。さっ きは聞いてきた結果なんだな。

構成員D: 部署が違うというのを聞いてきたんでしょう。

構成員 I: いや、そうじゃない。違う部署ではこう言ってると言ってるわけ。そ ういうことだね。違う部署では担当部署ではこう言ってるということを 言ったんでしょう、さっき。お返事は。幼稚園みたいじゃない、お返事 はなんて。

やっぱりここに座る以上はちゃんと答えられなきゃ。 構成員 T:

司会:

構成員Oさん、簡単に。 とにかく国交省さんの回答は答えになっていないので、次回またお願 構成員O: いします。それと、今日は時間がなくてできないんですけど、この次第 を見ればわかるんですけれども、練馬1キロ区間早期着工の真の理由は 何か。これは東京都さんに聞いているんです。これが小口課長は何回も、 もう 20 回ぐらい答えてくれましたけれども、同じ答えを 20 回。それは 理由になっていないんです。ですから、私は今度、認可しなかったら、 国交省さんは対応の方針とか何かで、とにかく住民には迷惑をかけない ように機能補償道路をつくってやる予定をされていたんですよね。この 外環の2は期待していなかったと思うんです。ところが、降って湧いた ように東京都がやるよと言ったもんだから、じゃ頼むよになっちゃった。 だから、本来なら、国交省さんが考えていた対応の方針で、じっくり、 平成33年までに外環の2をやることになれば、1キロメートルを急ぐ 必要は何もなかったんです。東京都さんはいきなり最後のスタイルに持 ち込みたい。だから練馬1キロ区間早期着工に持ち込んだんですけれど も、非常にこれはおかしい。私はこれは東京都さんがまずおかしいと思

う。次回にそれはまたやらせてもらいますけど、とにかく国交省さんが 認めちゃったというのはおかしい。本当に話がおかしい。だったら、本 線も上に持っていってほしい。そうすれば、井の頭公園、井の頭の池も 善福寺の池も涸れないで済むんですよ。もう地下水をめちゃめちゃにし ちゃうんです。だから、判子を押すくらいなら、外環本線も上に持って いってほしいというのが私の願いです。環境面から大幅に違います。

司会: 構成員Mさん。関連でお願いします。

時間がなくて打ち切るんだったら、事務局に、きょうの打ち合わせで 構成員M: どこまでやったかという報告をさせて、それから次回はどこから始める ということが順番でしょう。司会者のように次回は4番から始めますと いうのは、司会者、ちょっと取り違えてるよ。

司会: わかりました。事務局のほうでまとめてそのようにお願いします。

それでは、本日のまとめをさせていただきます。本日は次第2で話し合いの会の運営及び進行に関する決定事項について事務局より報告をさせていただきました。次第3では議事録・議事要旨の確認についてということで、資料7-1、資料7-2、すなわち第6回の議事録・議事要旨について確認をしていただきましたので、公表させていただきます。第7回議事録・議事要旨、資料8-1、8-2については再度調整させていただきます。議事録のほうはまたこちらで確認させていただいて、どのように内部で方針を決めまして、再度、構成員のほうに送らせていただきます。

その後、次第6、地上部街路に関する各構成員からの意見ということで、構成員T、構成員I、構成員Nからご意見をいただきました。その後、次第4、前回からの持ち越し事項等ということで、国土交通省から回答を行い、意見交換を行いました。

次回は議事録・議事要旨の確認後に、前回からの持ち越し事項についての続きから行いたいと思います。事務局からの報告は以上です。

司会: 今のでよろしいですかね、まとめとして。次回はそういうことで、まとめはよろしいということですから、次回の開催時期について事務局のほうからお願いします。

事務局A: 次回の開催はこれまでと同様に日程調整させていただきたいと思います。最後に構成員、傍聴者の方も含めてご意見カードの提出をお願いいたします。提出は出口にボックスがありますので、そちらに入れていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

構成員M: ファックスでもいいんでしょう。

事務局A:

事務局A: はい。ファックスでも1週間以内であれば受け取れますので。 これで第8回杉並区における話し合いの会を終了いたします。お帰り

の際はお気をつけてお帰りください。お忘れ物のないようお気をつけて

ください。本日はありがとうございました。

(了)